

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるとは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医等の登録

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

臨時種畜検査の実施

土地の用途廃止

土地区画整理組合の設立の認可

告 示

鳥取県告示第五百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和四十四年十月一日から昭和四十五年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
小林 史朗	米子市角盤町 一丁目角二荘	鳥医 第一、四四六号	昭和四十四年八月三十日
尾崎 修武	米子市上福原 一、八五〇	鳥医 第一、四四七号	昭和四十四年八月三十日
島田 明子	日野郡日野町黒坂 一、二一六	鳥薬 第二二九号	昭和四十四年九月 一日

鳥取県告示第五百六十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査	期	検査場所	家畜の種類
第一次	第二次		
十月十七日 午前十時から	十月二十日 午前十時から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	肉用牛
〃 十八日 午前十時から	〃 二十一日 午前十時から	八頭郡船岡町船岡 船岡	
〃 午後二時から	〃 午後二時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	
〃 二十日 午前十時から	〃 二十三日 午前十時から	米子市吉岡 米子家畜市場	
〃 二十一日 午前十時から	〃 二十四日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨	

鳥取県告示第五百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月十六日から用途廃止した。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

気高郡青谷町大字桑原字向田四三〇ノ五番地先

(平方メートル) 一〇三・三一

用途 道路敷

鳥取県告示第五百六十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月十七日から用途廃止した。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡八束町大字安井宿字栗ヶ谷口八八二番地先から 八九四番地先まで		七一・一三	道路敷

鳥取県告示第五百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条の規定に基づき、米子市三柳土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 組合の名称
米子市三柳土地区画整理組合
- 二 施行地区に含まれる地域の名称
米子市両三柳字六十間市庵道西の一部
空地市庵道添の一部

空地中道の一部

空地後藤境の一部

六十間中道の一部

上後藤字堂ノ東の一部

三 事務所の所在地

米子市中町二十番地

(米子市建設部都市計画課内)

四 設立認可の年月日

昭和四十四年九月十六日

五 事業年度

昭和四十四年度

六 公告の方法

この組合の公告は、事務所の掲示場及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行なう。